

令和7年度(2025年度) 食品ロス削減アクション 食ロスチェックモニター事業実施要項

1. 目的

「食品ロス」とは、本来食べられるにもかかわらず捨てられる食品のことをいい、令和3年度(2021年度)に推計した本県の食品ロス発生量(年間推計)は、52,928 トンで、県民一人当たりで換算すると、年間約30.1kg、一人1日当たり83gであった。内訳は、家庭系食品ロスが32,351トン、事業系食品ロスが20,577トンで、家庭から発生する食品ロスの方が多結果となった。

このため、家庭において食品ロスがどのように、どの程度発生しているか、その実態を把握するため、食ロスチェックモニター(以下、「モニター」という。)を募集し、家庭における食品ロスの現状を調査する。

※「食ロスチェック」とは

消費者からモニターを募り、食品ロス発生要因等の情報を消費者や事業者へフィードバックする取組。県の進める「食品ロス削減アクション『四つ葉のクローバー運動』」のうちの1つ。

2. 実施日程

(1) 調査の実施

食ロスチェックダイアリー(以下、「ダイアリー」という。)がモニターの手元に届いてから、令和7年(2025年)9月26日(金)までの連続した2週間を選んで実施する。

※できるだけ家族の人数が変わらない2週間を選ぶこととする。

(2) ダイアリーの提出

令和7年(2025年)10月10日(金)まで

(3) 提出先

県消費生活課

3. モニターの活動

(1) モニターは、2週間にわたって毎日、その日に発生した食品ロスの量と種類、理由、気が付いた食品ロス削減のヒントなどをダイアリーに記録する。

(2) ダイアリーに記録した後、アンケートに回答し、県に返信用封筒で提出する。

4. 謝礼

県消費生活課は、提出のあったダイアリーの内容を確認した後、11月末までに各モニターに記念品を郵送する。

5. 募集人数

100人程度

6. 募集期間

令和7年(2025年)6月2日(月)～7月31日(木)

7. 応募方法

電子申請システム「LoGoフォーム」において必要事項を記載し、申し込む。

電子申請システムによらない場合は、電子メールにより必要事項(氏名、フリガナ、年代、住所、電話番号、電子メールアドレス、家族の人数)を県消費生活課に連絡する。

8. 応募資格

熊本県内に居住する18歳以上の方。

家庭での食品ロスを調査するため、全食外食やまかない食の場合は対象としない。

9. モニター選考等

応募者には、県消費生活課から8月中に、「食ロスチェックダイアリー」等のモニターに必要な書類一式(ダイアリー、アンケート、返信封筒)を郵送する。

10. 個人情報の取り扱い

モニターを募集するに当たり、取得した個人情報については、個人情報の保護に関する法律等関連法令に基づき、適切に取り扱うものとする。

11. 報告

事業実施後、県消費生活課は結果を取りまとめて、県ホームページ等で公表する。

12. スケジュール

6月2日(月)～7月31日(木)	モニター募集
8月上旬頃	モニター決定、書類送付
8月～9月26日(金)	食ロスチェックの実施
10月10日(金)まで	ダイアリーの提出
11月中	記念品発送
1月中	結果公表

問い合わせ先・応募先

〒862-8570 熊本市中央区水前寺6-18-1

熊本県 環境生活部 県民生活局 消費生活課

電話 096-333-2309

電子メール shouhiseikatsu@pref.kumamoto.lg.jp



食品ロス削減アクション
四つ葉のクローバー運動